

○加須市姉妹都市・友好都市交流事業補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第91号

改正 平成29年3月24日告示第106号

(題名改称)

令和4年3月28日告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が姉妹都市又は友好都市の提携をした自治体との市民交流を促進し、市民文化の向上と姉妹都市又は友好都市相互の発展を図るため、市民が実施する姉妹都市・友好都市交流活動に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則(平成22年加須市規則第51号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平成29告示106・一部改正)

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 構成員が5人以上であること。

(2) 会則、規約等を定めていること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、文化、産業、福祉、社会教育、スポーツ等に係る姉妹都市又は友好都市の団体等との親善及び交流を目的とする事業(以下「対象事業」という。)に要する経費とする。

(平成29告示106・一部改正)

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助回数)

第5条 同一団体への補助回数は、訪問及び歓迎を通算して1年度につき2回を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「代表者」という。)は、姉妹都市・友好都市交流事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業参加者名簿(様式第3号)
- (3) 団体の会則、規約その他団体の運営について定めた書類

(平成29告示106・一部改正)

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う聞き取り調査等により補助金を交付すべきものであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、姉妹都市・友好都市交流事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、速やかにその結果を代表者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の審査及び調査の結果により補助金を交付することが不適當であると認めるときは、速やかに代表者に対してその旨を通知するものとする。

(平成29告示106・一部改正)

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、姉妹都市・友好都市交流事業補助金交付請求書(様式第5号)に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を

交付するものとする。

(平成29告示106・一部改正)

(実績報告)

第9条 交付団体は、対象事業が完了したときは、姉妹都市・友好都市交流事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書(様式第7号)
- (2) 対象経費に係る領収書の写し
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平成29告示106・一部改正)

(変更申請)

第10条 第6条の規定による申請から第7条第1項の規定による決定までの間にある代表者は、申請した対象事業の内容を変更し、又は中止するときは、姉妹都市・友好都市交流事業補助金交付変更申請書(様式第8号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が、対象事業の著しい変更と認められるときは、改めて第7条第2項の規定による決定を行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請により当該交付団体に交付すべき補助金の額に変更が生じるときは、決定通知書により変更後の補助金の額を当該交付団体に通知しなければならない。

(平成29告示106・一部改正)

(書類の整備)

第11条 交付団体は、対象事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備し、及び保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類等は、対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第106号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第122号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

（平成29告示106・一部改正）

| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助基準額及び限度額 |
|------|-------------------------------------|--|
| 団体補助 | (1) 姉妹都市又は友好都市への訪問事業（派遣事業）の実施に要するもの | ・ 1回の訪問事業について、1人につき1,500円を限度として支給する。 ・ 対象人員は、30人を限度とする。 |
| | (2) 姉妹都市又は友好都市の住民団体等の歓迎事業の実施に要するもの | ・ 1回の歓迎事業について、歓迎事業に参加する市民1人につき1,000円を限度として支給する。 ・ 対象人員は、30人を限度と |

| | |
|--|-----|
| | する。 |
|--|-----|

備考 宿泊を伴う場合の宿泊地は、当該姉妹都市内若しくは友好都市又は本市内に限るものとする。